

新型コロナウイルス対策に関する規程

最終改定日:令和3年9月30日

第1条 [目的]

本規程は一般社団法人日本バレーボールリーグ機構(以下、「Vリーグ機構」という)が主催する公式試合が、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下、「新型コロナウイルス」という)の感染拡大の影響により、いずれのチームの責に帰すべからざる事由により大会の開催が危ぶまれる状況となった場合の対応に関する事項を定めることを目的とする。尚、本規程は施行日から新型コロナウイルスの感染の影響が考えられる2021-22V.LEAGUE終了までの期間を適用期間とする。尚、本規程については特例措置に関する規程として、他のVリーグ機構規約・諸規定よりも優先されるものとする。

第2条 [用語の定義]

- ① 「大会」とはVリーグ機構主催の公式試合のことを指す。本規程では、シーズンの総称や各カテゴリーのリーグの総称を意味するものではない。
- ② 「一斉中止」とは開催地域、カテゴリーに関わらず、当該期間に開催するすべてのVリーグ主催大会を中止することをいう。
- ③ 「限定的中止」とは特定のカテゴリーや特定の開催地域に限定してVリーグ機構主催大会を中止することをいう。
- ④ 「リモートマッチ」とは一般入場者の入場を禁止して、Vリーグ機構主催大会を開催することをいう。尚、報道関係者については入場を認める。
- ⑤ 「チーム関係者」とは選手、監督、コーチ、マネージャー、トレーナーなどチームスタッフに加えその家族など選手・スタッフと日常生活に於いて、濃厚接触する可能性のある方をいう。
- ⑥ 「Vリーグ機構役員」とはVリーグ機構理事・監事、事務局職員、派遣役員(JURY、Vレフェリー、オフィシャルカメラマンほか)とその家族のことをいう。
- ⑦ 「大会関係スタッフ」とは大会役員、外部協力社のうちVリーグ大会に関わるスタッフのことをいう。
- ⑧ 「再開」とは一斉中止した大会を再び始めることをいう。
- ⑨ 「再試合」とは中止により開催できなかった大会を別日程で開催することをいう。
- ⑩ 「濃厚接触」とは必要な感染予防策をせずに患者(確定例)に接触すること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度)においてマスクを着用せず24時間で合計15分以上接触があった場合や、患者(確定例)の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。
- ⑪ 「クラスター」とは当面の間、接触歴が明らかとなる5名以上の新型コロナウイルス感染者が発生した場合をいう。

第3条 [大会を一斉中止にするケース]

- ① 新型インフルエンザ等特別措置法第32条に定める緊急事態宣言が発令された際は対象区域に関わらず、発令期間中の大会の一斉中止を代表理事会長が決定することができる。
- ② 政府・厚生労働省・スポーツ庁ほか関係省庁より、全国的にスポーツイベントの中止・延期等の要請があった場合は対象区域に関わらず、要請期間中の大会の一斉中止を代表理事会長が決定することができる。

- ③ ①②以外のケースに於いても、新型コロナウイルスの全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる場合には、理事会は大会の一斉中止を決定することができる。
- ④ 本条において大会を中止した場合、ホームチームはVリーグ機構への開催権譲渡金の支払い義務は生じない。

第4条 [大会をリモートマッチにするケース]

- ① 政府・厚生労働省・スポーツ庁ほか関係省庁及び、開催地自治体より地域を限定しスポーツイベントの規模縮小等の要請があった場合は、当該大会に限定して要請に応じた大会規模の縮小もしくはリモートマッチでの開催を決定する。
- ② ①以外のケースに於いても、大会開催地都道府県及び出場チームホームタウンにおける新型コロナウイルスの局地的な蔓延により、次の場合に当該大会に限定してリモートマッチでの開催を決定する。
 - a 行政やアリーナ所有者の決定によりアリーナへのお客様の入場が不可能となった場合
 - b 新型コロナウイルスの地域的な蔓延により、大会を開催するに足る大会関係スタッフの稼働が困難となった場合
 - c ホームチームが感染拡大防止や安全・円滑な大会運営の観点から必要と判断した場合
 - d その他、ホームチームがチームの経営的事由の観点から必要と判断した場合
- ③ リモートマッチの開催は、原則として大会開催日の30日前までに、開催責任者が当該参加チームの責任者(部長・ゼネラルマネジャー)と協議し、別紙1の「大会開催変更届」をVリーグ機構に提出の上、代表理事会長の承認を得て決定する。ただし、事態の急変や不測の事態により、30日前から大会当日までの期間に大会リモートマッチの開催を決定することができる。尚、事態の急変による決定に伴い、「大会開催変更届」の事前提出が間に合わない場合は、事前に事務局に連絡を取りVリーグ機構代表理事会長の承認を得る。代表理事会長の不在により承認が得られない場合は可及的速やかに代表理事会長に事後報告を行う。
- ④ ③以外にもVリーグ機構代表理事会長がリモートマッチの開催を指示する場合がある。
- ⑤ 本条において大会をリモートマッチに変更した場合、ホームチームからVリーグ機構への開催権譲渡金の支払いは理事会で決定する。

第5条 [開催アリーナの変更について]

- ① 第4条によりリモートマッチへの変更を決定した場合、ホームチームは代表理事会長の承認の上、開催アリーナの変更を行うことができる。
- ② 開催アリーナの変更は、ファンの皆さま、ホームタウン自治体、出場チーム等への影響が大きいことを考慮し、当該大会開催日の30日前までに決定することを原則とする。
- ③ 第4条以外の場合でも行政やアリーナ所有者の決定によりアリーナの使用が不可能となった場合には、ホームチームは試合を開催すべく代替会場の調査を行い、大会の開催を模索する。

第6条 [大会を限定的に中止するケース]

- ① 政府・厚生労働省・スポーツ庁ほか関係省庁及び、開催地自治体より地域を限定しスポーツイベントの中止・延期等の要請があった場合は、当該大会の限定的中止を決定する。
- ② ①以外のケースに於いても、大会開催地都道府県及び出場チームホームタウンにおける新型コロナウイルスの局地的な蔓延により、当該地域の生命及び健康に重大な影響を与える恐れが認められる場合、または、次の場

合に当該大会の限定的中止を決定する。

- a 行政やアリーナ所有者の決定によりアリーナの使用が不可能となり代替会場の使用も不可能であった場合
 - b 新型コロナウイルスの地域的な蔓延により、大会関係スタッフの稼働が困難となった場合
 - c 第10条によりチームが試合への参加を辞退した場合
 - d 既に会場入りしている選手及びチームスタッフの新型コロナウイルス陽性もしくは陽性者との濃厚接触が明らかになった場合
 - e チームの母体企業や選手の雇用先企業より、当該チーム関係者の出場禁止の通達があり、チームとして大会に出場できない場合
 - f その他、ホームチームが感染拡大防止や安全・円滑な大会運営の観点から必要と判断した場合
- ③ 大会の限定中止は、開催責任者が当該参加チームの責任者(部長・ゼネラルマネジャー)と協議し、代表理事会長の承認を得て決定する。尚、代表理事会長の不在により承認が得られない場合は可及的速やかに代表理事会長に事後報告を行う。
- ④ ③以外にもVリーグ機構代表理事会長が大会の限定的中止を指示する場合がある。
- ⑤ 本条において大会を中止した場合、ホームチームはVリーグ機構への開催権譲渡金の支払い義務は生じない。

第7条 [中止大会の再開・再試合の設定と成績の取扱いについて]

- ① 大会を一斉中止した後に事態が好転し、その後に予定されている大会を再開する場合には、代表理事会長が決定する。
- ② Vリーグ機構及び当該リーグに所属するチームは一斉中止もしくは限定的中止した大会の再試合の設定について、緊急時対策規程第6条[再試合の検討]に基づき検討する。
- ③ 大会の再開もしくは再試合を検討するにあたっては、「試合日程」、「競技の公平性」、「観戦環境対策」、「リーグ及びチームの財務」「大会の運営体制」の観点から総合的にその可否を判断する。
- ④ その他、中止した大会の[再試合の検討]、[大会の再開と打ち切り]、[大会の成立条件]、[大会成立時の成績認定]については、緊急時対策規程の第6条・第7条・第8条・第9条に準ずる

第8条 [チーム及び大会運営スタッフの対応]

- ① チーム関係者、Vリーグ機構役員、大会関係スタッフは別途定める、新型コロナウイルス対策ガイドラインに沿って感染の防止に努める。
- ② チーム関係者、Vリーグ機構役員、大会関係スタッフが新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触があったと認められる場合は、速やかに他者との隔離を行い、医療機関及び保健所の指示に従う。
- ③ 職業として医療に従事するチーム関係者、Vリーグ機構役員、大会運営スタッフが業務中に新型コロナウイルス罹患者と接触した場合は、勤務先医療機関の判断に従い、濃厚接触があったと認定された場合は②の濃厚接触者と同様の措置をとることとする。勤務先医療機関より濃厚接触の疑いは無かったと認定されれば隔離等の措置を行う必要はない。
- ④ 試合に登録及び参加するスタッフ・選手は、Vリーグ機構が定める期日に、Vリーグ機構が定める方法により検査を行い、新型コロナウイルスの非感染状態を確認しなければならない。この検査の実施費用はVリーグ機構が負担する。

第9条 [情報共有体制の構築]

- ① チーム関係者に新型コロナウイルスの陽性が確認された場合、当該チームは指定された方法により速やかに V リーグ機構事務局に報告する。V リーグ機構事務局は V リーグ機構全社員チーム、V リーグ機構役員ならびに、必要に応じて大会関係スタッフに陽性者の情報を報告し、当該者との2週間以内の濃厚接触の有無を調査する。新型コロナウイルス陽性の情報の公表の可否は当該チームに委ねる。
- ② V リーグ機構役員及び大会関係スタッフに新型コロナウイルスの陽性が確認された場合、当該者は速やかに V リーグ機構事務局に報告する。V リーグ機構事務局は、V リーグ機構全社員チーム、V リーグ機構役員ならびに、必要に応じて大会関係スタッフに陽性者の情報を報告し、当該者との2週間以内の濃厚接触の有無を調査する。尚、陽性者の氏名の公表は行わない。
- ③ V リーグ機構事務局から報告する陽性者の情報は、個人情報保護の観点から、必要と判断される場合のみ氏名を共有する。V リーグ機構役員及び大会関係スタッフ、チーム関係者は本情報を機密情報として取り扱い、第三者に公表してはならない。
- ④ V リーグ機構事務局が行う陽性者の報告の対象期間は、V リーグ機構が主催する大会の開幕14日前から閉幕14日後までとする。

第10条 [チーム関係者に新型コロナウイルス陽性者が発生した場合の対応]

- ① チーム関係者に新型コロナウイルス陽性者が発生した場合は、陽性反応だった本人は保健所及び医療機関の指示に従い入院もしくは自宅待機を行う。陽性反応者と濃厚接触者は自宅待機するなど、その他のチーム関係者と隔離し保健所及び医療機関の指示に従う。
- ② その他の選手及びチーム関係者は陽性反応者との濃厚接触の有無に関わらず、3日毎の定期抗原検査を開始し、14日間にわたり実施する。保健所より濃厚接触と判定されず、この期間、陰性が確認できている者は活動を継続することを認める。この検査の実施費用は当該チームが負担する。
- ③ 保健所より濃厚接触と判定されず、②の検査において陰性が確認された選手の人数が試合参加に必要な人数を上回っている場合、チームの大会参加を認める。
- ④ ③の場合においても、チームの判断により試合への参加を辞退した場合は当該大会を限定的中止として扱う。

第11条 [新型コロナウイルスに起因する大会中止の取扱いについて]

- ① 新型コロナウイルスに起因して中止となった試合の勝敗は、別紙2のとおり、V リーグ機構規約第38条に準じて取り扱うこととする。この場合の成績は、本規程第7条 [中止大会の再開・再試合の設定と成績の取扱いについて]に準じて、取り扱うこととする。
- ② 大会の中止に伴う損失の弁済については、中止・延期の申し入れを行ったチームが V リーグ機構規約第39条に定める[試合中止に伴う損失の弁済]の補償の責を負い、緊急時対策規程第11条に基づき、V リーグ機構及び当該チーム、当事者が協議の上決定する。
- ③ 新型コロナウイルスに起因してチームがシーズン全日程への参加辞退の申し入れを行い、理事会で承認された場合、当該チームはシーズン不参加として扱い、公式試合(V・ファイナルステージおよびV・チャレンジマッチを含む)への参加を認めない。なお、次シーズンの編成にあたっては、所属する DIVISION の最下位として扱い、V・チャレンジマッチが開催される場合は敗戦したものとみなす。

第 12 条 [改正]

本規程の改正は運営会議の発議に基づく理事会の決定によりこれを行う。

第 13 条 [施行]

本規程は令和 2 年 9 月 14 日より施行する。

<改定履歴>

令和 2 年 10 月 15 日

第 4 条第 5 項のリモートマッチに変更した際の開催権譲渡金額を明記した。

令和 3 年 1 月 20 日

第 3 条第 1 項～第 3 項に文言を追加し、柔軟性をもった決定を行えることにした。

第 7 条第 1 項を改定し、代表理事会長が一斉中止大会の再開を決定することができることにした。

第 10 条第 2 項、第 4 項に文言を追加し、新型コロナウイルス感染者のチーム活動再開の要件を明確化した。また、第 4 項に文言を追加し、非感染検査陰性証明の提出が不要となるケースを追記した。

第 10 条第 5 項の文言を一部削除し、チーム活動を中止したチームのリーグ戦への復帰は原則、チーム活動再開翌週の大会からであることを明確化した。

令和 3 年 9 月 30 日

第 2 条第 10 項の「濃厚接触」に関する定義を変更した。

第 4 条第 5 項のリモートマッチに変更した際の開催権譲渡金の記載内容を変更した。

第 6 条第 2 項 c の記載内容を変更した。

第 8 条第 4 項の定期検査の実施に関する条文の修正を行った。

第 9 条の情報共有体制の記載内容を変更した。

第 10 条第 2 項～第 4 項を改定し、チーム関係者に新型コロナウイルス陽性者が発生した際の試合参加に関する取扱いを変更した。

第 11 条を改定し、新型コロナウイルスに起因する大会中止の取扱いを変更した。また、別紙 2 に再試合が開催できない場合の勝敗の取扱い及び再試合設定時の優先順位を規定した。

一般社団法人日本バレーボールリーグ機構

代表理事会長 國分 裕之 殿

大会開催変更届

所属: _____

開催責任者氏名: _____ 印

新型コロナウイルス対策規程第4条の定めにより、大会の開催方法を次の通り変更します。

記

①	カテゴリー	V.LEAGUE DIVISION● (MEN or WOMEN)	
②	開催予定日	年 月 日 ~ 年 月 日	
③	ホームチーム		
④	開催予定アリーナ (当初の開催予定アリーナを記載ください)		
⑤	変更内容 (当てはまる方に○)	大会の限定的中止	リモートマッチへの変更
⑥	変更理由 (※行政や企業からの通達文書など変更理由を客観的に証明できる文書を添付してください)		
⑦	【⑤でリモートマッチへ切り替える場合】 開催アリーナの変更の有無 (当てはまる方に○)	アリーナを変更する	アリーナを変更しない
⑧	【⑦でアリーナを変更する場合】 新しい開催希望アリーナの情報	<アリーナ名> <住所>	

(1) 中止となった試合の再試合が開催できない場合、当該試合の勝敗は以下のとおりとする。

- i. 双方のチームが中止・延期の申し入れを行った場合
不可抗力として扱い、勝敗をつけない。
- ii. 一方のチームが中止・延期の申し入れを行った場合
中止・延期の申し入れを行ったチームが0-3(0-25、0-25、0-25)で敗戦したものとみなす。
- iii. 双方のチームの責めに帰すべき事由によらず、中止となった場合(一斉中止など)
不可抗力として扱い、勝敗をつけない。

(2) 同じ試合が複数回中止された場合は、以下のとおりとする。

- イ) 当初日程はAチームの申し入れにより中止し、代替日程もAチームの申し入れにより中止した場合
上記iiの取扱いとし、Aチームが敗戦したものとみなす。
- ロ) 当初日程はAチームの申し入れにより中止し、代替日程ではBチームの申し入れにより中止した場合
上記iの取扱いとし、勝敗をつけない。
- ハ) 当初日程は不可抗力により中止し、代替日程はAチームの申し入れにより中止した場合
上記iiの取扱いとし、Aチームが敗戦したものとみなす。
- ニ) 当初日程はAチームの申し入れにより中止し、代替日程は不可抗力により中止した場合
上記iiの取扱いとし、Aチームが敗戦したものとみなす。

(3) 再試合の日程調整の段階において、会場確保・役員確保等の条件が整った中、合理的な理由をもって試合参加を拒否した場合は、当該チームが中止の申し入れを行ったものとみなし、(2)に準じて取り扱う。

(4) 再試合設定時の優先順位は次のとおりとする。

- ・ 主管者
 - ① 当初日程のホームチーム
 - ② 当初日程の参加チーム(ホームチームを除く)
 - ③ Vリーグ機構より主管権の委譲または譲渡を受けた、当初日程参加チーム以外のチームおよび都道府県バレーボール協会
 - ④ Vリーグ機構

※Vリーグライセンス交付規則の施設基準に沿った試合会場での開催を原則とするが、代表理事会長が承認し

た場合は、基準を満たさないアリーナでの開催を認める。

- ・ 開催日

- ① 週末開催

- ② 平日開催

※連続する5日間のうち、試合開催日が3日を超えないよう調整を行う。ただし、当該チームが試合開催に合意した場合はこの限りでない。

- ・ 開催形態

- ① 有観客

- ② 無観客